

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	高松市自治基本条例を考える市民委員会 第6回会議
開催日時	平成20年5月8日(木)18時30分～20時45分
開催場所	高松市役所 3階 32会議室
議 題	(1) 条例の構造についての討議 (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	柘植委員長，立野副委員長，池田委員，植松委員，大野委員，小野委員，葛西委員，齋藤委員，高木委員，中條委員，中村委員，松下委員，山田委員，吉田委員
傍 聴 者	0人
担当課および 連絡先	企画課 839-2135

審議経過および審議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

(1) 前回会議のおさらい
(柘植委員長)

前回から具体的項目を出していただいている。これから、大事な条例の骨子づくりとして形を整えていく。

「前文」と「目的」は他の自治基本条例にも共通しており、前回の会議で大きなまとまりとして議論した「情報共有の原則」と「協働の原則」という両極となっている部分も、ニセコ町を含め他市と同じような結果となっている。

それ以外、高松市としてあまり特徴的ところがないので、今日は、項目として足りなかった部分を補完していくとともに、「高松らしさ」をどこに謳うのかについて考えていきたい。

また、今回宿題としてお願いしていた「市民とは」について、その対象範囲をどこまでとするかを、後半の30分ぐらいで議論していきたい。

前回のおさらいをしてみる。前文に含めようと委員が述べた項目を見てみると、「まちづくり」に関する想いを表したものであり、本来は総合計画で触れる部分である。だから、我々は前文に「自治基本条例に対する市民の想い」を含めるべきであるが、実際に前文を作るのは次の委員会の仕事として残しておき、キーワードをサンプル例として残していきたいと考える。

他市の条例を見てみると、条例の位置付けについて規定している条文を「頭」に置くか「お尻」に置くかの2パターンあるが、「頭」に置いている方が重みは増して意気込みが伝わるように思えるので、今のところは「頭」に置くのが良いと思っている。

次に「市民の定義」などの用語の定義も「頭」の方にくる。

また、「情報共有の原則」は前回もいろいろ議論した項目であるが、各委員の皆さんに認識してほしいのは、我々が考えている「情報公開」での情報というのは、今までの話からすると「決まる前の情報」、「決まるまでの過程の情報」、「決まった情報」等諸々の情報

審議経過および審議結果

を指しているが、「情報公開」と表現すると、一般的には「情報公開条例」を指してしまう。「情報公開条例」では、情報公開を求めた場合にどうやって返答するかの内容の話になり、意味合いが違ってくる。

一方で「協働の原則」は自治基本条例の主体となる部分で、「市民も一緒にやってみましょう」というのが入ってくる。ここには、「コミュニティのあり方」や「協働の仕組」などについて強く謳ってよいと思う。協働の中にある地域や自治会に関する事等、弱者に配慮しながらどれくらい市の責務として謳えるのか。

あと、まだ定まっていないのが「行政と市民の役割分担」と「ものごとの決め方と見直しの仕組」だが、「ものごとの決め方」に関しては他市の例があまりないため、高松らしいキーワードにつながっていくかもしれない。ここにある「見直しの仕組」については、条例の見直しという意味でなく、ものごとの見直しのことだろうか。

(松下委員)

行政で一方的に決まったら直らないという印象があるので、見直せるルールがあったらいいだろうねという視点である。

(柘植委員長)

例えば民間企業なら、こっちの方向でやろうと進み始め、動き出した後に調子が悪くなった場合、撤退を選択することもできる。しかし、行政の場合、議会で議決されれば、途中で引くに引けないことが往々にしてある。「見直しの仕組」によって市民がストップをかける力を持つことは危険だが、他都市の自治基本条例では例がない項目である。

また、連携関係について、「国際交流」の項目を個別に出すと、国際都市を目指すことが前面に出ることになるので、バランスを考える必要があると思う。

最後に、この条例の改正の仕方である。条例の骨子がほとんど固まった段階で検討するが、条例を簡単に改正できた方が時代の流れや不具合に対応しやすくなる一方、この条例自体の重み（最高法規性）がどんどん減ってしまうことになるので、バランスをどうとるかが課題になる。

前回出た項目はここまでだが、まだ足りない項目はないだろうか。

(立野副委員長)

「個人情報の保護」の項目である。

(柘植委員長)

「情報共有の原則」で「情報の公開」の項目があるが、「個人情報の保護」もここに含めるべきではないかと思う。

(山田委員)

「情報の公開」のところで、検討過程の情報まで共有する意味があるのだろうか？まだ決まっていない大雑把な情報まで出すのは危険だと思う。情報公開とか情報の共有というのは聞こえはいいが、逆に特定の利益団体等が悪用することも考えられるので不安だ。

審議経過および審議結果

(柘植委員長)

つまり、入り口を大きくするのか、もしくは出口を絞るのかの話になると思う。今の状況は、入り口は最大限まで広がっていて、市民は理性的にすべて判断できる性善説の前提の下に進んでいるのだが、実際は自分の利益・思想を優先して声高に言う人ばかりが喜んで、冷静に判断している人が痛い目にあう可能性が十分にあるので危険だということだ。ただし、情報の部分で絞ってしまうのか、もしくは関わる市民で絞るのかについて、バランスを考えなければならない。個人的私見では、「市民」だったら何でもオーケーだというのは危険だと考える。

(山田委員)

行政と市民の役割分担のところ、市民が「できる所」と「できない所」に分けた場合、広い意味で行政がやるべき所まで見直しの対象として言いかねない心配がある。

(松下委員)

自治基本条例は自治体の憲法的な位置付けだから、どんな人もどんなことでも発言したらいいのではないか。そして、次の段階（個別条例や規則等）で細かく決めていくものであり、例えば「情報共有条例」などの個別条例の中で細かい手続きを作って、防ぐ方法もある。自治基本条例は自治体の憲法的な位置付けになるものだから、少数意見の人の権利も保障していくのは非常に意味があると思う。

(山田委員)

リスクがあることは考えておいたほうがよい。

(柘植委員長)

メディアが取り上げることがすべて正しいとが限らない。中には、ごく偏ったことが正しいこととして受け止められたり、10～20年先を考えてやろうとしていることが曲がって報告されることもある。このようなリスクもあるが、我々は性善説で市民を考えていくことにする。

では、時間も限られているので、次に進みたい。

(2) 条例に含める項目について

(柘植委員長)

まだ足りないと思う項目を順次発言をお願いしたい。

(池田委員)

「国際交流」の項目の中に「協力」を入れてはどうか。

(葛西委員)

「住民投票」の項目を入れてほしい。

(松下委員)

憲法でいう「基本的人権」に類した項目はどうか。ただ、市民の権利の中に含まれるのなら、項目として出す必要はない。

審議経過および審議結果

(柘植委員長)

「参加する権利」等と絡んでくることになる。

(高木委員)

「広域連合」の項目を加えてほしい。

(柘植)

「広域連合」というと、例えば四国内の四市とか、瀬戸内海の対岸の市とかとの連携が考えられるので、「道州制をにらんだ」という言葉も加えることにする。

(小野委員)

コミュニティの中に学校・教育関係を入れて、「学校と地域の連携」はどうか。

(柘植委員)

ここで「協働の原則」を分解してみると、市民参加に関係するところは市民の権利となる。協働の姿勢の問題は、「地域コミュニティのあり方」の中で、例えば自治会・コミュニティ・PTA・各種団体・NPOのどこにも参加せず、でも文句だけ言う人を減らしていくことが、最終的に行財政コストを軽くすることにつながっていき理想である。つまり、協働についてどこまで「あり方」の中で謳うのか。市民との協働の仕組みの中では、市民が一人の時もあれば複数の時もある。また、自治会とコミュニティはイコールでない。市民はできる限り協働に参加してくださいというのは条例のどこでいうのか。

(山田委員)

できる限り参加するのが市民の責務ではないか。

(柘植委員長)

市民は何らかの形で地域にできるだけ関わってほしいし、行政も支援してほしいということだ。

(松下委員)

市民の責務というよりは、協働について確認することおよびコミュニティへの支援が重要だと思う。

(山田委員)

市民活動の自由の保障プラス市の支援について、協働の仕組みの中に入れてはどうか。

(松下委員)

その中のコミュニティだけを出していくのであれば定義は必要である。コミュニティを重視する理由は何か？市民が協働の仕組みの中に必ず入れなければならないイメージにするのか、それとも市民の代表的位置付けにするのかについて、コミュニティの定義に関する議論が必要だと思う。また、コミュニティに対して、一定の公金を投入するとしたら、反対する人が出たときの説明がきちんとできるようにしておく必要もある。

審議経過および審議結果

(山田委員)

コミュニティは個人でなく何らかの市民の集合体で、市のパートナーシップの相手として市民参画の担い手だと思っている。

(松下委員)

今のコミュニティとイコールかどうか分からない。市民の集まりをコミュニティと呼ぶのなら、自治会・PTA・NPOも含むのと含まないのでは違う。

(柘植委員長)

NPO・市民活動団体は自治会と違って地縁組織ではない。縁もゆかりもない組織がコミュニティの中に入ってくる可能性があり、危険性があるのではないか。

(山田委員)

私が考えているのは、市とパートナーシップを築く何らかの団体を指している。

(柘植委員長)

協働の分野で相手とは何を指すのか。具体的に特定できなければ、地域で活動する会社等を含めた団体としか言いようがなくなる。また、高松市が行政として位置付けているコミュニティと、ここで議論しているコミュニティとが違っていると混乱するのではないか。

(松下委員)

ここでは市が位置付けしたコミュニティを指していると思う。

(柘植委員長)

そうすると、市が認めなければならないのか？

(原田市民政策部次長)

参考までに地域コミュニティ協議会について説明する。現在、塩江・庵治・香川・旧高松市の35地区でコミュニティ協議会が既に設立され、国分寺・香南・牟礼では現在設立準備中であり、結果としてすべての校区にて設立される予定である。ここで、地域コミュニティ協議会とは何かというと、その地域に1つだけあり代表的で民主的かつ合理性があり、自治会・PTA・各種団体を包括し、なおかつNPO・個人・会社・学校・警察等も入って地域によって設立されたものを地域コミュニティ協議会と呼ぶ。市は、規約等で認証した上で活動プランを作ってもらい、そこに一元化して補助金を渡す施策をとっている。

その後、コミュニティについて、各委員からさまざまな意見が出されたが議論はまとまらなかったため、次回会議でも引き続き協議していくこととなった。

(3) 市民の定義について

(柘植委員長)

「市民」の定義について、宿題として委員の皆さんに考えていただいたと思う。私を含め各委員は、今書いた表に、「市民」の定義とし

審議経過および審議結果

て当てはまると思う該当箇所に印を付けてください。（別紙参照）

（松下委員）

子どもにも健やかに生きる権利があると考えます。また、財政の健全化については、今の子どもたちや将来生まれてくる子にも関係して行くことになるので、できるだけ広く考えたい。

（山田委員）

住民投票に参加できる人の範囲をできるだけ広げてはどうか。

（柘植委員長）

例えば、住民投票に参加できる人を市内に居住する人と定義した場合、住民票を持っていないが居住しているという人も含めることになるが、この人についてどのように把握し確認できるのか。

（松下委員）

個別に制限を設けるという手法を使うことができるのであれば、この条例の頭で定める市民の定義については、限りなく広く認めるべきではないか。

（柘植委員長）

つまり、市民の定義は広くするけど、例えば市政に参加できるのは一定の枠内の市民に絞ると定めるということか。

（松下委員）

そうだ。

（立野副委員長）

権利を受け入れる能力と権利を行使する能力とは別に考える必要がある。生まれたばかりの赤ちゃんでも権利を受け入れる能力（例えば健やかに生きる権利など）はあるが、権利を行使する能力（債権・債務の行為能力）は持っていない。

（松下委員）

一定の制限を設けるべきだと思う。つまり、住民投票に参加できる市民については別に決めるということだ。

（柘植委員長）

情報の公開を求められる市民は一番広くとらえて、市政そのものに関係するような部分への参画（住民投票など）については、市民について一定の制限（選挙権がある者など）をするという2段階に考えていくということになる。

（高木委員）

年齢制限をすべき項目を洗い出すと、住民投票ぐらいしか該当しないのではないか。

（柘植委員長）

終了予定時刻を既に過ぎており、議論はここまでとしたい。

審議経過および審議結果

今日の結論として、①住民投票に関しては、住民票を持っていて、18歳以上あるいは20歳以上といった制限を設ける方向である。②高松市の自治基本条例では、参画する権利や情報を求める権利や協働の担い手として責任を果たしていく権利というのは、高松市に関わるすべての人が持つという善意でとらえていくということになる。

また、条文になった場合に足りない項目がないかどうか、次回もう一回精査する。委員長・副委員長の側で項目を体系化し、素案として次回会議で皆さんに示したい。

(松下委員)

コミュニティについての議論は次回も行うと理解していいのか。

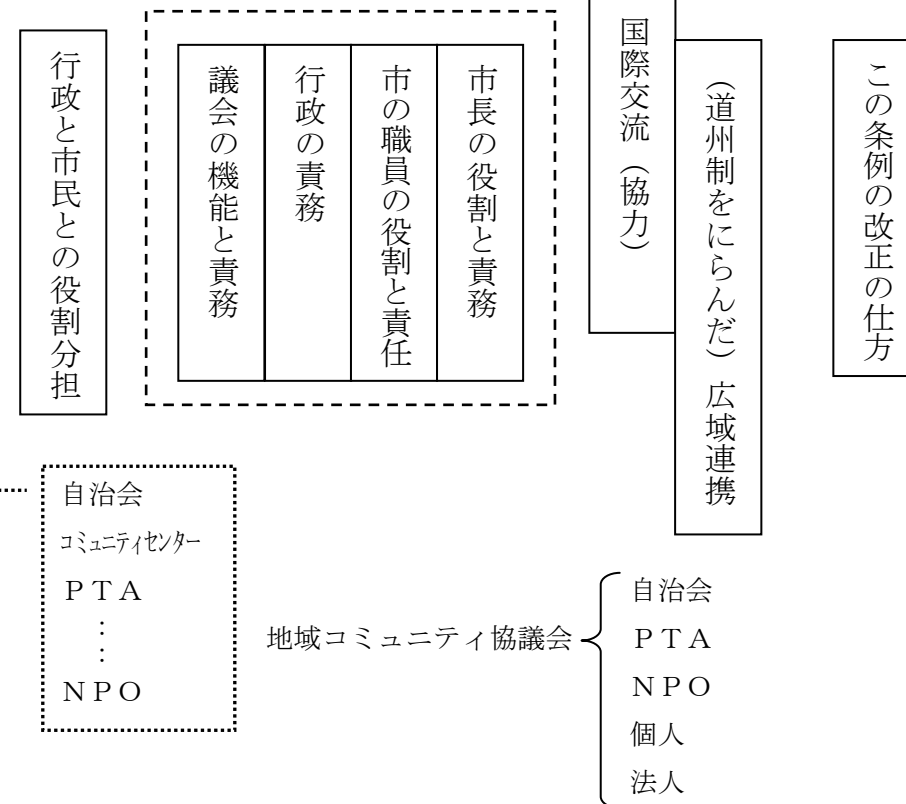
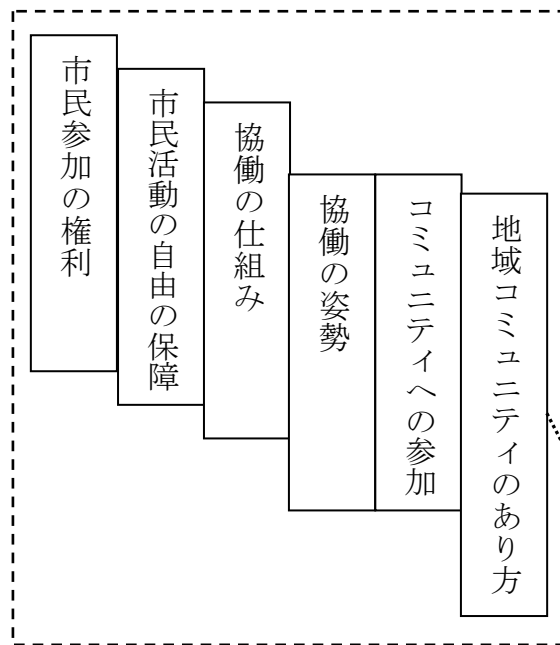
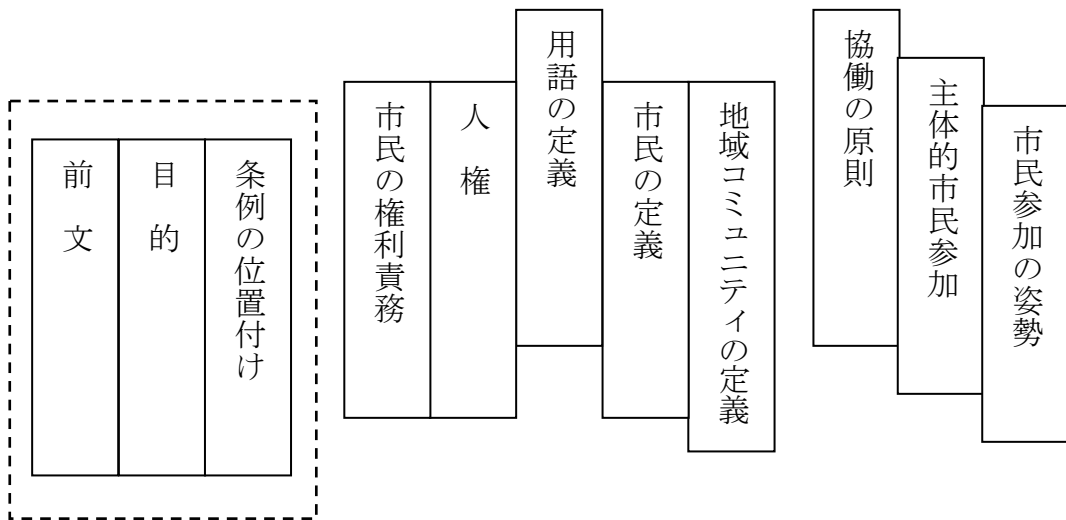
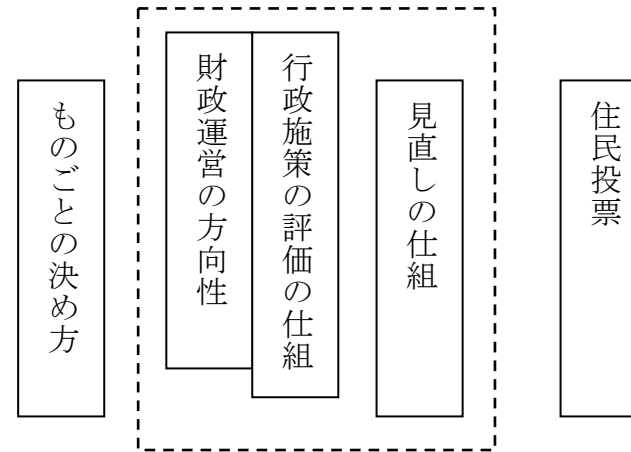
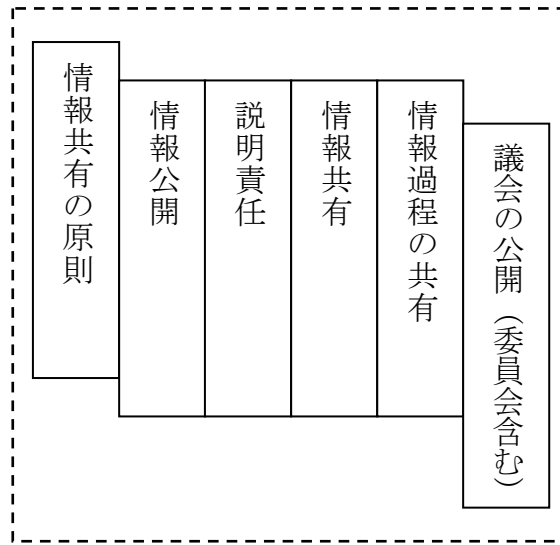
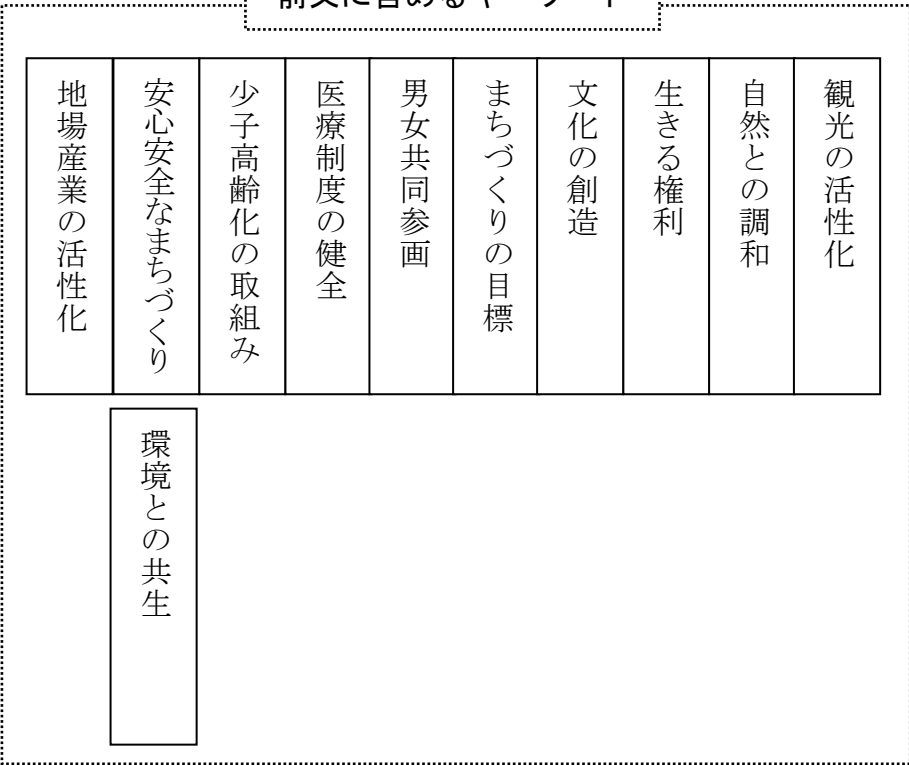
(柘植委員長)

条例で指すコミュニティは、地域コミュニティ協議会のみ限定するものではない。また、市民がコミュニティを形成する団体等にできるかぎり関わってほしいというのは条文に含めていきたいと考えている。今日の会議では議論が不十分だったため、次回も議論していきたい。

また、このペースでいくと、会議の会期は7月まで延びることになるので、次回、7月のスケジュールを決めていく。

なお、提案だが、市民委員会が最終段階で作成した骨子を市民に対して発表し、意見交換する場を設けることも考えているので、時期等も含め、次回以降に決めていきたい。

前文に含めるキーワード



「市民」の定義について

	①納税	②住民票	③居住	④通勤・通学	⑤市内で活動	⑥関わる人全て
20才以上						
18才以上			2人	2人	1人	1人
16才以上			1人		2人	3人
13才以上						
0才以上			1人	1人		A

(分類)：①市に納税している，②市内に住民票がある，③市内に居住している，
④市内に通勤・通学している，⑤市内で活動している，
⑥市に関わる人全て（例：市にふるさと納税をした者，市に旅行に来た者など）

出席委員の意見を上の表にまとめ，討議した結果，「市民」の定義については，関わる人全て（団体も含む）としました（表でAの部分）。

ただし，住民投票に参加できる市民については，i）市政の重要事項を決定することになる，ii）投票に参加できる者を正確に把握する必要があるなどの理由により，住民票がある18才以上か20才以上の人にするという一定の制限を設けるべきとなりました。